

令和8年度事業計画

I 啓発活動の基本方針

少子・高齢化やグローバル化による社会状況の変化、ICT技術の急速な進展などによって、人々の価値観や生き方が多様化する中で、人権課題は、ますます多様化、複雑化しており、職場や学校でのハラスメント・いじめ、こどもの人権、外国人や障害のある人、性的マイノリティの人権や性暴力の問題など多岐にわたる人権課題が社会的関心を集めている。

とりわけ、SNSの普及によりインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的言動等による人権侵害が深刻な社会問題となっており、国においては「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、本県においても、インターネット上の人権侵害に関して、取り組むべき施策や関係者の責務等を定めた「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」が、本年1月施行されたところである。

当協会では、県民の情報リテラシー向上や人権尊重意識の醸成等が図られるよう、教育機関や関係機関と連携しながら、幅広い世代や立場等に配慮した啓発活動に取り組んでいる。

しかしながら、「人権に関する県民意識調査（令和5年度）」の結果などをみると、県民一人ひとりの人権意識は高まりつつあるものの、年齢や人権侵害の経験等により、個別の人権問題に対する認識には差があり、自身の問題として理解し、行動に結びつけているかどうかという点では、十分とはいえない状況である。そのため、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重する感覚を育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、人権教育の取組とも連携を図りながら、創意工夫をこらした啓発活動などを推進することが重要である。

また、幅広い世代に対して、効果的な啓発活動を行うためには、啓発媒体の特性を活かす必要がある。特に若年者が身近な人権について考え、人権を尊重する態度を育むために、SNS等を一層活用することが求められている。

こうした状況を踏まえ、県内各市町、教育機関、人権関係諸団体はもとより県民の参画と協働のもと、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、「ひろげよう こころのネットワーク」をスローガンに掲げ、「人権文化をすすめる県民運動」を推進し、下記に重点をおいて人権啓発事業を積極的に展開する。

活動の重点

- 人権に関する理解や認識を深める人権啓発及び教育を進める。
- 人権を身近に感じ、一人ひとりの感性に訴える人権啓発を進める。
- インターネット上の人権侵害の防止に向けた啓発の強化を図る。

II 公益目的事業

1 研修事業

県・市町職員や企業関係者、地域住民などを対象に、人権問題についての理解と認識を深め、人権感覚を磨き、主体的に問題解決に取り組むこと等を目的に、各種の研修会を行う。

(1) 県職員研修の実施

県職員を対象とした職階別研修（幹部職員、推進員・監督職員等）を実施する。

- ・実施回数 2回（一部オンライン開催）
- (2) **市町職員研修の実施**
市町の人権啓発担当者を対象とした研修を実施する。
 - ・実施回数 3回
- (3) **企業人権啓発研修の実施（拡充）**
企業の経営者・人権啓発担当者等を対象とした研修を実施する。
 - ・実施回数 5回（一部オンライン開催、1回はモニタリング研修と合同開催）
- (4) **性的マイノリティの働きやすい環境づくりに関する企業向け研修会の実施（新規）**
県内企業の総務担当者等を対象とした研修を実施する。
 - ・実施回数 1回
- (5) **講師派遣**
 - ① 特定職種従事者研修への講師派遣
教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係従事者、福祉関係従事者など、高い人権意識を身につける必要のある職種を対象とした研修に講師を派遣する。
 - ② 住民研修や企業研修等への講師派遣及び紹介
市町や企業、団体等の依頼に応じ、講師の派遣及び紹介を行う。
 - ③ LGBT 出前講座による講師派遣
性的マイノリティに関して、民間企業、医療関係者、学校等の依頼に応じ、それぞれが抱えている課題に相応しい講師を派遣する。
- (6) **インターネット・モニタリング事業の実施**
インターネットでの差別を助長する悪質な書込みのモニタリング等を実施する。
また、その検索結果等をもとに、市町・企業職員等を対象とした研修を実施する。
 - ・実施回数 2回

2 啓発事業

県民の人権についての理解を深め、「人権文化をすすめる県民運動」を推進していくために、さまざまな手法や機会を活用した人権啓発活動を行う。

- (1) **「ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2026 in みき」の開催**
人権フォーラム、体験コーナー、展示や交流等のさまざまな催しを通じた学びや気づきから人権を身近に感じ、大切なものとして日常生活の中での実践につなげるため、「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」（8月）の主要行事として開催する。
 - ・開催期日 令和8年8月8日（土）
 - ・開催場所 三木市文化会館、三木市立教育センター
- (2) **「人権のつどい」の開催**
講演やミニコンサート等により、人権週間（12月4日～10日）の意義を広く県民に周知し、人権意識の普及高揚を図る。
 - ・開催期日 令和8年12月2日（水）
 - ・開催場所 県立のじぎく会館
- (3) **人権総合情報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」の発行（拡充）**
人権に関する課題について、専門家等の寄稿や県内各地のさまざまな実践活動等

をタイムリーかつ分かりやすく、県民と双方性を持った親しみやすい内容とし、県民、人権関係機関・団体等に発信する。編集にあたっては、電子ブック等での閲覧に配慮し、段組みの見直しや図解を多用するなど読みやすく工夫し、理解と行動に結びつく紙面をめざし、リニューアルを図る。併せて8年度に開設するnoteの公式アカウントに記事を掲載する。

- ・発行日 隔月15日
- ・基本発行部数 21,000部
※7・8月号と11・12月号は、フェスティバル等の参加者に配布するため、増刷
- ※電子ブック、PDFでも発行（ホームページ等から閲覧可）
- ・ページ数 12ページ

(4) 「人権啓発ビデオ」の企画・制作

様々な人権課題を映像で提示し、人々の感性に訴えかけることにより、豊かな人権意識を身につけることを目的に、各種の人権研修会や学習会等での教材となる人権啓発ビデオを企画・制作する。

(5) 「人権啓発ビデオ」活用ガイドの作成

人権啓発ビデオを用いた人権研修会等において、制作のねらいや学習のポイントなどに関する理解を深めるとともに、人権課題への認識を高め研修の充実に資するため、活用ガイドを作成する。

(6) 広報媒体やインターネットを活用した啓発

「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」や「人権週間」の意義等を県民に周知・啓発するため、マスメディア等の広報媒体を活用した広域的な啓発を推進する。

① ラジオ放送

人権の大切さ等を啓発するためのスポット広告を放送する（ラジオ局制作番組の人権コーナーを活用）。

② ホームページ等（拡充）

ホームページを活用し、「ひょうご人権ジャーナルきずな」の電子ブックでの提供や、過去のラジオ放送内容をYouTube配信にて拝聴可能にするなど、情報発信の充実を図る。また、20～30代の利用者が多いnoteに協会の公式アカウントを開設し、様々な人権情報を発信する。

③ SNS（拡充）

協会や関係機関が実施する啓発事業などの情報を、特に若年層に向けて、YouTube、X（旧Twitter）、Instagramを活用し、タイムリーな情報を発信する。

④ 啓発ポスター

「人権文化をすすめる県民運動推進強調月間」の啓発ポスターを県・各市町及び関係機関・団体に配付し、掲出する。

⑤ 懸垂幕等

県総合庁舎や市町庁舎等にスローガン等を掲出する。

⑥ 啓発パネル

県立のじぎく会館内で掲出するとともに、県・各市町及び関係機関・団体に貸出し、掲出する。

(7) スポーツチーム等と連携した人権啓発

スポーツを通して人権をより身近に感じ、協力や思いやりなどの大切さを感じてもらい、人権意識の高揚を図るため、著名なスポーツチーム、選手と連携して人権啓発活動を行う。

- ・連携するスポーツチーム 阪神タイガース、INAC神戸レオネッサ

(8) 「HYOGO ヒューマンライツ作品コンテスト」の募集

県民参加型の啓発事業として、人権に関する文芸・動画・イラスト作品を県民から募集し、優れた作品を表彰し、作品集として発行するとともに、動画やイラストの優秀作品は、ホームページや SNS による配信、啓発ポスターに掲載するなど、研修や啓発の場で活用する。

- ・募集部門 ① 文芸 創作（小説・童話など）、エッセイ、詩の3分野
- ② 動画 映像（15～30 秒以内の動画）
- ③ イラスト
- ・募集時期 5 月 11 日（月）～9 月 11 日（金）
- ・表彰は「人権のつどい」にて実施（予定）

(9) 人権ユニバーサル事業の実施（ひょうご・ヒューマンフェスティバルと同時開催）

障害のある人、外国人及び性的マイノリティに関する人権問題をテーマとして、民間団体等と連携するなど、各種事業を企画し、啓発活動を実施する。

(10) 条例制定等を踏まえたインターネット上の人権侵害防止に向けた普及啓発

- ① プロスポーツチームと連携した啓発
スポーツ選手に対する誹謗中傷が社会問題となっている状況を踏まえ、プロスポーツチームと連携し、ポスターや動画の SNS 広告等により、著名スポーツ選手のメッセージを発信し、スポーツ会場等において啓発キャンペーンを実施する。
- ② 県内イベント等でのキャンペーン
県内各地のイベント等で、インターネット上の人権侵害の防止に向けた啓発グッズを配布するキャンペーンを、高校生ボランティアの協力も得て実施する。

(11) 大学生等への啓発

大学等と連携し、キャンパス内において大学生等を対象に、協会職員が講師となり、協会作成ビデオを活用した人権講座を開催する。

(12) 「ひょうご人権大使」による啓発

兵庫県出身または兵庫県にゆかりのある著名人を「ひょうご人権大使」に委嘱し、人権に関するイベントや各種の人権啓発活動で、PR や情報発信などを効果的に行う。

- ・現人権大使：元陸上選手 小林祐梨子さん

(13) 人権啓発企画展示の実施

県立のじぎく会館内のロビー等において、定期的に啓発パネル展・作品展等の企画展示を実施する。

(14) 市町連絡会議の開催

市町との連携、相互協力を図り、市町への活動支援を円滑に実施するため、市町連絡会議を開催する。

(15) ひょうご人権ネットワーク会議による連携

「ひょうご人権ネットワーク会議」に参加する 15 機関・46 団体等と連携し、情報交換を行うとともに、人権啓発活動等を効果的に行う。

(16) 情報・資料の提供

国・都道府県・市町等の活動情報や学習教材等を収集し、「ふれあいルーム」に展示する。また、ビデオ、専門図書等の貸出しを行う。

3 研究事業

さまざまな人権課題に関する原因やその解決に向けての方策等に関し、各分野の専門家による研究を進め、本協会の人権啓発事業の推進及び各市町等での啓発・研修事業の展開に資する。

(1) 人権シンポジウムの実施

令和5年度実施「県民意識調査」により明らかとなった、多様化する近年の人権問題に関するトレンドや対応方策等を学習する機会を、会場参加方式により県民に提供する。

- ・開催時期 令和9年2月7日（日）（予定）
- ・開催場所 県立のじぎく会館（予定）

(2) 人権に関する課題別研究の実施

共生社会実現への方策や人権尊重意識を高めるための新たな啓発のあり方に生かすため、さまざまな人権課題についての理解を深める研究紀要を発行する。

(3) 人権啓発アドバイザーの活用

学識経験者等をアドバイザーとして委嘱し、必要に応じて研修・啓発事業等について、指導・助言を求める。

4 相談事業

県民からの人権に関する相談に応じ、解決策を共に考え、また、関係機関につなぐなどの支援を行う。

さらには、各市町が行う啓発・研修の手法や情報等に関する相談に応じる。

(1) 人権相談の充実（拡充）

専任の相談員を配置し、来館相談、電話や電子メール等により、さまざまな人権に関する相談に応じるほか、新たにLINEによる相談を実施する。（R9.1以降開始予定）

さらには、弁護士によるインターネットに関する法律相談や性的マイノリティ支援団体によるLGBT専門相談を実施する。

※ ネット上の誹謗中傷等専門相談（相談料無料）

- ・職員相談 月～金曜日 9時～17時
- ・弁護士相談 木曜日 15時～17時

※裁判等の法的手続費用は相談者負担

※ LGBT 電話相談（相談料無料）

- ・毎週土曜日 18時～21時

（LGBT 支援団体の専門スタッフが対応）

(2) 相談員のスキルアップ（新規）

SNS 上の誹謗中傷等の被害者からの相談に応じる県・市町等の相談員のスキルアップを図るため、弁護士、臨床心理士等による事例学習会を開催する。

(3) 啓発活動についての相談等の実施

市町等が行う啓発活動の手法等についての相談等に対して、必要な情報提供を行う。

(4) 保有する図書、資料の整理・更新及び情報発信機能の拡充

保有する図書、資料に関する情報をデータベース化し、その整理・更新を進め、利用者の利便を図る。また、「ひょうご人権情報バンク」を活用し、県内各市町との連携を強化しながら情報発信を行う。

Ⅲ 収益事業

複雑・多様化する人権課題に対応し、人権施策の展開を図る全県的な拠点施設として、「県立のじぎく会館」の効果的・効率的な運営を図るとともに、人権啓発ビデオの販売等による適正な収益事業を実施する。

1 県立のじぎく会館の管理運営事業

(1) 県立のじぎく会館の管理・運営

県立のじぎく会館の指定管理者として、適正な管理・運営を図るとともに、利用率の向上に努める。

(2) 有料駐車場の運用

会館利用者の利便性を確保するとともに、協会事業の充実に資するため、有料駐車場の運用を図る。

2 人権啓発ビデオ等販売事業

(1) 人権啓発ビデオの販売

啓発ビデオの有効な活用を図るため、ビデオの販売を業者に委託し、全国で販売する。

Ⅳ 管理運営

県内における人権問題の解決を図るための啓発活動を推進し、人権文化をすすめる社会の実現に向けた活動を続けるため、公益財団法人としての管理運営を行う。

1 法人の運営

(1) 評議員会・理事会の開催

評議員会及び理事会を開催し、協会の運営方針及び事業内容を決定し、執行状況を把握するなど、法人の円滑かつ実効ある運営を推進する。

(2) 企画委員会・専門委員会の開催

専門的な立場から啓発のあり方等を審議し提言する企画委員会、研修・啓発・研究事業について市町や専門機関の立場からの意見を聴取する各専門委員会を開催し、協会事業に反映させる。

(3) 情報公開等

協会ホームページ等を通じ、毎年度の事業計画、収支予算、事業報告書及び収支決算書等を公開することにより、協会の経営状況、事業内容等の県民への周知に努める。

(4) 賛助会員の募集

県民や関係機関・団体に、人権尊重の理念への理解をより一層深め、協会事業に対する支援をいただくため、賛助会員を広く募集する。